

答申個第72号

平成29年2月22日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 佐伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年9月28日付け西区窓第59号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

異議申立人が西京区役所区民部市民窓口課に持ち込んだ文書2件の不存在による非開示決定事案（諮問個第95号）

1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。

2 異議申立ての経過

(1) 異議申立人は、平成27年7月8日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、以下の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

ア 私が市窓課（西京区役所）に提出した文書（H23.11.4持込み）なので、同課が受付けた日付が記入されたものを開示して欲しい。

イ H23.3.22（ごろ）に持ち込んだ、「本」のコピー、2頁分を1枚にまとめてコピーしたもの、内容は戸籍の文字訂正、再製等。すなわち同課が受付けた日付がH23.3～4ごろのコピーです。（前回いただいたH23.11?受付日付のものは除きます）。受付日が記入されたものが欲しいのです。

(2) 実施機関は、請求に係る文書を保有していないため、不存在による非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成27年7月30日付けでその旨を異議申立人に通知した。

(3) 異議申立人は、平成27年8月28日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

不存在による非開示決定通知書及び理由説明書によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る文書について

異議申立人が求めている文書は、以下の二つの文書である。

- ア 異議申立人が平成23年11月4日に西京区役所区民部市民窓口課（以下「市民窓口課」という。）に持ち込んだ文書かつ同課が受け付けた日付が記入された文書（以下「請求文書1」という。）
- イ 異議申立人が平成23年3月22日頃に市民窓口課に持ち込んだ文書かつ同課が平成23年3月から4月頃受け付けた日付が記入された文書（以下「請求文書2」という。）

(2) 請求文書1及び請求文書2を不存在による非開示としている理由について

ア 請求文書1について

異議申立人が平成23年11月4日に市民窓口課に持ち込んだ文書は保有しているが、同課が受け付けた日が記入されていない。

なお、同文書は、平成26年2月21日付け京都市指令西区窓第62号で既に開示済みであり、同課が受け付けた日が記入されていないことは、異議申立人も承知のことである。

イ 請求文書2について

異議申立人が市民窓口課に持ち込んだ文書は多数存在するが、平成23年6月10日より前の日付の文書は保有していない。

なお、異議申立人からの平成26年2月3日付けの個人情報開示請求「H23/3～H24/3の間に持ち込んだ書類と受取人払いで郵送した書類一式が欲しい」に対して、異議申立人が持参した書類一式22件（平成23年6月10日分から平成24年1月4日分）を平成26年2月21日付けで開示済みであり、平成23年3月から4月の間に異議申立人が持参した文書を保有していないことは、異議申立人も承知のことである。

仮に、異議申立人が平成23年3月22日頃に持ち込んだ文書を取得していたとしても、異議申立人の転籍及び文字の更正の届出により、異議申立人の文字の更正（訂正）に係る対応は平成23年6月に完了しており、完了とともに廃棄した可能性が高い。

したがって、請求文書1及び請求文書2に該当する文書を保有していないため、本件処分を行ったものである。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 異議申立人の主張

異議申立書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

重要書類なので保存していると思います。メモ扱でも再製の時、参考にするからです。処分？したことが信じられません。倉庫の中も探がしなさい。

私が27.7.8付で請求したものと同様の文書が役所にたくさん保存されていました。又、

本件請求書の内容は戸籍の更正、訂正、再製にとって重要な文書です。市民が何を要求したかよく分ります。又再製事務以前の経緯がよく分ります。だから今でもあると思います。（余談ですが「ない方がおかしい」）

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

異議申立人が求める文書は、以下の2件であると認められる。

- ア 異議申立人が平成23年11月4日に市民窓口課に持込んだ文書で、受け付けた日付が記入されたもの。
- イ 異議申立人が平成23年3月22日ごろに市民窓口課に持ち込んだ、戸籍の文字訂正等に関する書籍の2頁分を1枚にまとめたコピー。

(2) 本件処分について

ア 請求文書1に係る処分について

実施機関によると、平成23年11月4日に異議申立人が市民窓口課に持ち込んだ文書は保有しているが、そこには同課が受け付けた日は記入されていないとのことである。

そこで、当審査会において、当該文書を確認したところ、右上に異議申立人による「H23.11.4」との日付の記入はあるものの、実施機関による受付日の記入や、受付印の押印等はなかった。

したがって、平成23年11月4日に異議申立人が持ち込んだ文書に市民窓口課が受け付けた日は記入されていないとの実施機関の主張に不合理な点はない。

イ 請求文書2に係る処分について

(ア) 実施機関は、次のように主張している。

異議申立人が市民窓口課に持ち込んだ文書は多数存在するが、平成23年6月10日よりも前の日付の文書は保有していない。このことは、異議申立人の平成26年2月3日付け個人情報開示請求「H23/3～H24/3の間に持ち込んだ書類」に対して、平成23年6月10日から平成24年1月4日までに持ち込まれた文書を開示していることから、異議申立人も承知のことである。

(イ) 当審査会は、上記(ア)の個人情報開示請求書及び個人情報開示決定通知書を確認したところ、特定した中で最も日付の古い文書は、平成23年6月10日分のものであった。あわせて、当該開示決定に対して異議申立てはなされていないことを確認した。

(ウ) また、実施機関は、仮に異議申立人が平成23年3月22日頃に持ち込んだ文書を取得していたとしても、異議申立人の転籍及び文字の更正の届出により、異議申立人の文字の更正（訂正）

に係る対応は平成23年6月に完了しており、完了とともに廃棄した可能性が高いと主張する。

(エ) そこで、当審査会は、事務局をして、市民窓口課が管理している異議申立人の持込み文書を綴じた簿冊を見分させた。当該簿冊には、異議申立人によって持ち込まれた文書が日付順にインデックスを付けて綴じられており、その中で最も古い日付のものは平成23年6月10日付けの文書であった。

なお、請求文書2は、京都市公文書管理規則に基づき保存期間は1年未満の文書であると推察できることから、廃棄していたとしても不適切な事務処理ではないことが認められる。

よって、実施機関の主張に不合理ないし不自然な点はない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成27年 9月28日 諮問（諮問個第95号）

平成27年10月28日 実施機関による理由説明書の提出

平成29年 1月20日 審議（平成28年度第9回会議）

2月22日 審議（平成28年度第10回会議）

※ 実施機関の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。

※ 異議申立人から意見書の提出はなかった。また、異議申立人から意見陳述の希望がなかった
ので意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）